

日程第15 報告第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定予算） から、日程第64 選第1号人権擁護委員会候補者の推薦について

議長（上田順康君）日程第15 報告第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定予算） から、日程第64 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの50件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者 辻本仁至君。

〔市長職務執行者（辻本仁至君）登壇〕

市長職務執行者（辻本仁至君）説明をいたします前に、先ほど来より選挙で上田順康氏が議長に選ばれました。また杉本雅英議員が副議長になりました。まことにめでとうございます。

議会の構成も先ほどから決まったようでございますので、いよいよ旅立ち、もう船が出たということで安心しております。この1年間が大変大事なときだと私自身も、また議員の皆さんも思っていると思いますので、よろしくまたご指導のほどをお願い申し上げます。

それでは、提案議案につきまして説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成17年度橋本市一般会計暫定予算であります。橋本市と高野口町の合併により、3月1日から新市の予算執行が必要となることから、地方自治法第179条の規定に基づき市長職務執行者による専決処分をしたもので、議会の承認を求めます。

平成17年度橋本市一般会計暫定予算は、旧橋本市と旧高野口町の議会において、それぞ

れご審議され議決をいただいた平成17年度両市町予算のうち、平成18年3月から出納閉鎖の5月末までの3カ月間に、平成17年度分として収入される額と支払いを必要とする額を予算計上しており、一般会計暫定予算額は60億7,299万9,000円でございます。

報告第2号から報告第13号までは、平成17年度橋本市各特別会計暫定予算であり、一般会計と同じく、地方自治法第179条の規定に基づき市長職務執行者による専決処分をしたもので、議会の承認を求めます。

また、報告第14号から報告第16号までは、平成17年度企業会計の暫定予算であり、一般会計や特別会計と同様、市長職務執行者による専決処分をしたもので、議会の承認を求めます。

報告第17号から報告第24号までにつきましては、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月1日に市長職務執行者において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

報告第17号につきましては、橋本市役所の位置に関する条例外226件の条例を制定するものであります。

報告第18号の橋本市指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、平成18年3月1日から、株式会社紀陽銀行を本市の指定金融機関として指定するものであります。

報告第19号は、字の名称の変更についてあります。これは、旧橋本市における大字区域及び名称については現行のとおりとし、旧高野口町における大字区域及び名称について

は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、また、旧橋本市と重複する大字名称がないため、全区域において大字の名称中、大字の部分を高野口町に改めた上で、現行どおりとするものであります。

報告第20号につきましては、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、平成18年2月28日をもって、高野口町の電子計算処理による戸籍事務の委託を廃止するものであります。

報告第21号及び報告第22号につきましては、いずれも市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により、本市が平成18年3月1日から、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に加入するものであります。

報告第23号は、和歌山地方税回収機構規約の制定についてであります。これは、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日から、地方税及び国民健康保険料の滞納処分に関する事務等を共同処理するため規約を定め、和歌山県内市町村を構成団体とする和歌山地方税回収機構を設立するものであります。

報告第24号は、橋本市土地開発公社の定款の一部を改正する定款についてであります。これは、引用条例の変更及び土地開発公社の経理についての改正を行うものであります。

次に、議案第1号から議案第16号までは、平成18年度橋本市の一般会計及び特別会計、企業会計の暫定予算であります。

通常、合併期日が年度末に近く、かつ市長、議員とも設置選挙を実施する場合は、合併した年度の翌年度（平成18年度）予算は短期の暫定予算を編成し、市長職務執行者が専決することになりますが、本市の場合、議会議員が在任特例を適用いたしますので、平成18年

度暫定予算は議会議決が必要となり、新年度の議会で改めて本予算の議決をお願いすることになります。

また、平成18年度暫定予算は、各会計とも本予算成立までの行政の中断を防ぐための予算であり、本市の場合、4月から7月までの4カ月間の人件費や物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費などの義務的または経常的性質経費の最小限必要とされる経費や、政策的経費の中でも、暫定期間中に契約または支出しなければならない経費など、特別な理由がある場合に限り、その必要経費の全部または一部を暫定予算に計上しています。

まず、議案第1号は、平成18年度橋本市一般会計暫定予算であります。

歳入の主なものを申し上げますと、市税が29億4,111万円、地方交付税が26億7,000万円で、歳入予算の全体の約78%を占めております。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、合併を記念して「NHKのど自慢」公開番組事業として340万円、広域ごみ処理施設周辺整備事業として、大野20区集会所建設用地購入費3,010万円と、平成17年度に本体工事が完成した下中集会所の備品購入費及び外溝等工事費として1,280万円、市税の徴収体制の強化と税の公平性の確保、滞納額の縮減を図るため、和歌山県内全市町村が広域的組織、和歌山地方税回収機構を設立するに伴い、その負担金として617万円を計上いたしました。

民生費では、障害者自立支援法の平成18年4月からの施行に伴い、その関係経費として436万7,000円、衛生費では、花と緑のりサイクル事業を平成18年度も積極的に推進するため、203万5,000円を計上するとともに、広域ごみ処理施設建設に伴う負担金の前期支分として、1億1,602万5,000円を予算化した

しました。

次に、農林水産業費では、暫定期間中の農業用施設などの緊急的な修繕に対応するため、補修用材料費も含めて950万円、本年3月末に嵯峨谷地域に完成する山村体験交流促進センターの備品購入費等163万5,000円を計上するとともに、商工費では、4月実施の桜祭関係経費として133万7,000円、6月実施の全国ヘアブナ釣り選手権大会費300万円、また、8月に実施される紀の川まつりの準備経費として500万円、紀ノ川カップまつりの経費として300万円をそれぞれ予算化いたしております。

続きまして、土木費でございますが、市道維持修繕工事の暫定期間分の予算として2,000万円、市道改良工事費として1,300万円、市道舗装工事費として260万円、清水地区内の県道と紀の川左岸農道を結ぶ清水西畑幹線の測量設計費3,000万2,000円、広域ごみ処理施設地元条件工事の大野19号線整備工事・用地購入費等4,670万円、近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震発生時に、建物の倒壊による被害を減らし、市民の命を守ることを目的として、建築物の耐震化を推進するための経費として600万円を計上しております。

次に、消防費では、伊都消防組合高野口区域負担分として、年間1億6,594万1,000円のうち、暫定期間中に支払いが必要な4,148万6,000円を予算化するとともに、教育費では、平成18年4月から会館するあさもよし歴史館の管理運営費225万4,000円、東部コミュニティセンターの管理運営費211万4,000円を計上したほか、高野口町役場跡地に建設する高野口地区公民館の設計委託料として、1,500万円を計上いたしました。

以上が、平成18年度橋本市一般会計暫定予算の主なものであります。

議案第2号から議案第14号までは各特別会計の暫定予算、議案第15号は水道事業会計暫定予算、議案第16号は病院事業会計暫定予算であります。

特別会計、企業会計ともに原則的には一般会計と同様、4月から7月までの暫定期間における収入・支出見込額を予算化しています。

なお、議案第7号 公共下水道事業特別会計につきましては、北部地域の下水道幹線の整備を推進することにより、城山台、小峰台、三石台、光陽台などの大規模開発地域の下水道への接続が可能となり、下水道収益の大幅な増収につながることから工事を早期着工することとし、8億7,522万2,000円を暫定予算に計上いたしました。

また、議案第11号 土地区画整理事業特別会計につきましては、工事施工ゾーンにおいて集団移転工法で事業を進めており、早期に着手しなければ個々の住宅再建計画に影響が出ることから、その計画に基づき、3億3,030万6,000円を暫定予算に計上しています。

以上が平成18年度橋本市暫定予算案の概要であり、予算規模は一般会計暫定予算で72億3,907万6,000円、特別会計暫定予算で72億6,437万2,000円、企業会計暫定予算で26億3,973万4,000円、全会計の暫定予算額は171億4,318万2,000円となります。

議案第17号は、橋本市国民宿舎振興基金条例の制定についてであります。橋本市国民宿舎紀伊見荘は、長年にわたり宿泊施設としてその中核的な役割を果たしてきました。平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、さらにその役割を担っていく中で、今後発生すると予想される施設の維持修繕等の財源を確保し、国民宿舎の円滑な運営を図るため、基金を設置するものであります。

議案第18号は、橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の制定についてであ

ります。本施設は、クリーンセンターの操業延長に伴い設置するものであります。市民の文化の向上と福祉の増進を図り、豊かな心の人づくりを進めるための施設で、その設置及び管理を行うための条例制定であります。

議案第19号は、橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の制定についてであります。橋本市では、平成6年度より在宅介護支援センターを設置し、在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、かつ各種保健福祉サービスの総合的な便宜を供与し、もって要介護老人及びその家族の福祉向上を図ってまいりました。

しかし、今後高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者、あるいはひとり暮らしの高齢者等の増加が見込まれています。そこで、国は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、その中で包括的、継続的支援が可能となるような地域包括ケアシステムを提唱し、今回の介護保険制度改正で、新しい地域ケアの総合マネジメント機関として地域包括支援センターを導入いたしました。

これに伴い、各市町村で地域包括支援センターの設置をすることとなりました。橋本市では、これまでの橋本市在宅介護支援センターを廃止し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、平成18年4月1日より、橋本市地域包括支援センターを設置することとなりました。

本議案は、現橋本市在宅介護支援センター設置及び管理条例を廃止し、新たに橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例を制定するものであります。

議案第20号は、橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の制定についてであります。本条例は、地域の森林景観を活用し、林業体験等を通して都市との交流を促進し、農林業者への就業と所得の向上を図

ることを目的として、橋本市高野口山村体験交流促進センターを設置するものであり、管理については地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度に対応できるようにするためのものであります。

議案第21号は、橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。田原地区には集会所がなく、同地区内にある寺を借用して会合等を開いてきました。しかし、築82年を過ぎており、老朽化も甚だしく危険であるので、このたび新たに集会所を設置し、管理運営をいたしたく、条例を一部改正するものであります。

議案第22号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市神野々ふれあい会館の指定管理者として、神野々区を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、市道の認定についてであります。これは、中島岸ヶ上宮ノ前線外3路線を新たに市道として認定するものであります。

議案第24号は、橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約についてであります。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付費等の支給に関する審査会の事務を同組合で処理することとなること及び市町村合併により構成団体数が減少したことに伴い、経費負担割合を変更するため、規約の一部を変更するものであります。

議案第25号は、伊都消防組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。これは、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する知事の権限に属する事務が関係市町の長に移譲されたことにより、伊都消防組合で共同処理する事務を変更する必要が生じ

たこと、また、組合の議会の議員の選出方法及び任期について変更が生じたので、規約の一部を変更するものであります。

選第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。これは、人権擁護委員のうち、織田 篤氏が平成18年6月30日をもって任期満了になるのに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、報告24件、議案25件及び選1件についてご説明を申し上げました。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会期中に公の施設の指定管理者の指定及び和歌山地方税回収機構規約の一部変更及び固定資産評価委員の選任、並びに橋本市職員の給与に関する条例の一部改正についての追加議案を提出させていただき予定でありますので、あわせてご審議をよろしくお願い申し上げます。

本日は、本当に皆さんご苦労さまでござい

ます。

読み間違い等がありましたら、文章どおり訂正をお願いいたします。

議長(上田順康君)市長職務執行者の説明が終わりました。

議長(上田順康君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月9日から3月12日までの4日間は議案調査等のため休会とし、3月13日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後6時50分 散会)